

くらしウォッチャーだより

contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー7月調査結果から
〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

見守り 新鮮情報

「どんなものでもいいから女性用衣類を売ってほしい」と女性から電話があり、来訪を承諾した。後日来訪があり、着物類を見せたが「アクセサリや金貨はないか」と男性にせかされ、慌てて叔母の形見

や亡夫からもらった指輪などの貴金属を出した。すると合計1200円の明細書とお金を渡され、物品を持ち帰られた。貴金属を出してしまったことを後悔している。取り戻したい。
(70歳代 女性)



©Kurosaki Gen

不用品買い取りのはずが 貴金属を買い取られた!

ひとこと助言



売らないモノは
見せない!

見守るくん

- 買い取り事業者が、事前に買い取りを承諾していない物品を突然売るように要求したり、消費者の自宅を突然訪問して勧誘したりすることは禁止されています。売るつもりのない貴金属等の売却を迫られても、物品を見せず、きっぱり断りましょう。
- 必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類、買い取り価格、買い取り業者の名称、連絡先などを確認しましょう。
- 買い取り業者の訪問を受ける場合は、できるだけ一人に対応せず、信頼できる人に同席してもらいましょう。
- クーリング・オフできる場合があります。困ったときは、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第406号(2021年10月19日)発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活関連

7月中に11名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

電話勧誘

* 電話の怪しい勧誘、しつこい勧誘、目的がわからない勧誘などの報告です *

- ・近所を訪問しているので服や靴など不用品なら何でも買い取るとの電話があったが断った。
- ・生命保険の見直しの勧誘電話があった。
- ・支援物資を送るため不用品を集めており、「洋服と食器どちらがあるか」と聞かれたが、「ない」と断った。

消費生活相談員からのコメント

「不用品を買い取る」、「不用品を集めている」と電話がかかってきたとの報告がありました。このような販売形態を「訪問購入」と分類しており、「特定商取引に関する法律」で厳しく規制されています。

表紙の「見守り新鮮情報」にも記載しておりますが、勧誘業者の目的は貴金属類の買い取りとされます。下記の「訪問購入心得」を参考に、不要な勧誘は断っていただくようお願いいたします。



訪問購入心得

一、いきなり訪問してきた購入業者には応対しない

突然訪問して勧誘することは禁止されています。

一、事前買い取りを承諾した物品以外売らない

消費者が勧誘を受け入れた物品以外の物品について勧誘することは禁止されています。

承諾した物品を売却した際には、物品の種類や特徴、購入価格、クーリング・オフ等について記載された書面の交付を求めてください。

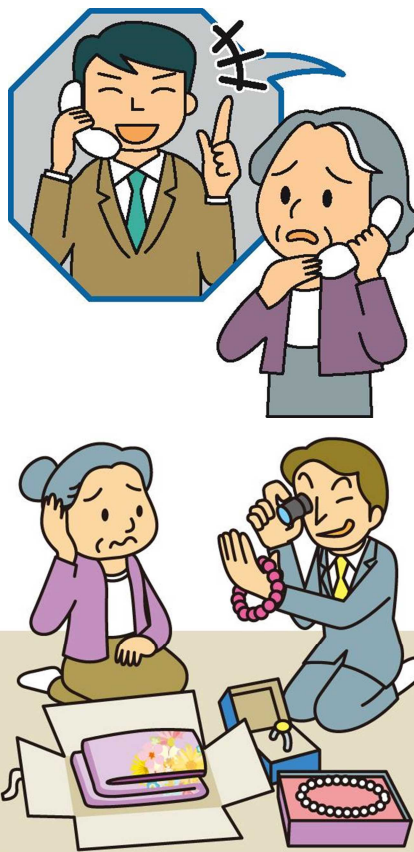
一、売却後、8日間は物品を引き渡さない

消費者はクーリング・オフ期間中(法律で定められた書面交付から8日間以内)物品の引渡しを拒むことができます。

一、むやみに貴金属を見せない、触らせない

お困りの際は「188」(消費者ホットライン)にお電話を！！

独立行政法人 国民生活センター



困ったときは、大崎市消費生活センター又は消費者ホットライン 188 にご相談ください。

～国民生活センター より抜粋～

その他

- ・良いことなのか、ここ数カ月、1件も勧誘が来ていない。

食品の品質表示

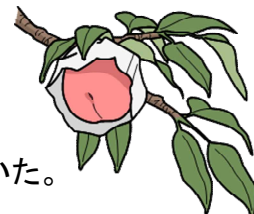
7月中に11名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈7月分〉

品目別		調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況	
生 鮮 食 品	農産物	トマト	名称・産地	21	有	20
					無	1
		桃		21	有	20
					無	1
	水産物	貝	名称・産地	21	有	20
					無	1
	畜産物	牛肉		21	有	21
					無	0
加工食品		パン粉	・第1原材料の原産地表示・原材料名添加物・消費期限賞味期限・保存方法・内容量・製造者又は販売者の名称及び住所・アレルギー/遺伝子組み換え表示・栄養成分表示(5つの栄養成分)	10	有	10
					無	0

◆報告

- ・牛肉は店頭には置いていないため、豚肉を調査した。
- ・トマト、桃ともバラで販売されているものは、箱に産地が書かれていた。
- ・牛肉は国産、アメリカ産が販売されていた。店舗によっては国産だけ販売されていた。
- ・牛肉の産地名「国産」は如何か。



消費生活相談員のコメント

今月の調査品目の牛肉は、パック詰めされて販売されている場合の原産地表示は、国産か輸入(国名)かで表示を行います。

国産の場合は都道府県名を表示する義務はありませんが、主たる飼養地がある、都道府県名や市町村名、一般に知られている地名や銘柄名で表示されることもあります。

例) ○○県産牛肉、松坂牛、仙台牛

輸入牛肉は原産国名で表示されます。

例) 「アメリカ産牛肉」、「オーストラリア産」

牛肉などの畜産物は、2か所以上にわたって飼養されていることがある場合は、一番長い期間飼養されていた場所を「主たる飼養地」といいます。

(消費者庁 知っておきたい食品表示より引用)



～編集後記～



消費生活センターから「注意喚起情報」をお知らせします！

便利な通信販売ですが、申込みする前に、

購入先の情報をよく確認しましょう！

通信販売は、**クーリング・オフ制度(無条件解約)はありません。**

①「ネット通販で商品を購入し代金先払いをしたが**商品が届かない。**」

申し込みしたサイトが偽サイトや模倣サイトの可能性が高く、代金先払いが条件が多い。

商品は届かない、連絡が取れない、住所も不明な詐欺サイトの場合は被害回復は困難です。

⇒申し込みは、信頼できる公式サイトから、クレジットカード番号入力も慎重に。

②SNS 広告で初回のみ購入で申し込んだのに**定期購入**だった。2回目以降は断りたい。

⇒広告画面に「定期縛りありません」「いつでも解約可能」という表記をみて勘違いした。

スマホで画面をスクロールしていくと、最後の項目に小さな字で解約条件の記載があった。

③**稼げる副業サイト**にシステム購入代と登録料を支払ったが詐欺のようだ。

⇒簡単に儲かる話はありません。お金を先に支払うシステムは要注意です！

消費者金融等から融資を受けるシステムを遠隔操作で申込みされた事例もありました。

★相談連絡先：大崎市消費生活センター 0229-21-7321

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市役所 民生部社会福祉課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-22-9047

E-mail: shohi@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(本庁舎2階)



令和5年8月31日 発行